

公立豊岡病院組合入札公告第1号

公立豊岡病院（仮称）東新棟他整備事業の一般競争入札（以下、「入札」という。）を次のとおり行うので、公立豊岡病院組合契約規則（昭和50年規則第12号。以下、「契約規則」という。）第7条の規定により公告する。

令和6年6月11日

公立豊岡病院組合
管理者 八木 聡

1. 入札に付する事項

(1) 工事名

公立豊岡病院（仮称）東新棟他整備事業（以下、「本件工事」という。）

(2) 工事場所

兵庫県豊岡市戸牧1094番他

(3) 工事概要

A. （仮称）東新棟他整備事業建設工事

①東新棟増築工事

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、鉄筋コンクリート造

規模：地上5階建（耐震構造）

面積：延べ面積6,307.77㎡／建築面積1,702.73㎡

②本館増築・改修工事

増築床面積：118.01㎡

改修床面積：800.00㎡

③周産期医療センター改修工事

改修床面積：400.00㎡

④①～③に関する関連工事

本館昇降機及びエスカレータの法遡及改修、大口径気送管設備改修、外構工事、植栽工事、サイン工事

B. ドクターヘリ運航管理棟解体工事

①ドクターヘリ運航管理棟解体工事

構造：鉄骨造

規模：地上3階建

面積：延べ面積658.93㎡／建築面積281.87㎡

②ドクターヘリ燃料庫解体工事

構造：鉄骨造

規模：平屋建

面積：延べ面積 34.81 m²／建築面積 34.81 m²

③渡り廊下棟解体工事

構造：鉄骨造

規模：建築面積 13.43 m²

④①～③に係る関連工事

解体に伴う電気設備工事、機械設備工事、外構工事

C. 擁壁等整備工事

①市道豊岡病院線の拡幅整備

構造：道路用ブロック積み擁壁

規模：L=13.5m／H=3.0m

面積：申請面積 590.00 m²

備考：道路法第 24 条による工事

②病院敷地の拡幅整備

構造：宅造用ブロック積み擁壁

規模：L=41.8m／H=3.0m、4.0m

面積：申請面積 427.00 m²

備考：宅地造成工事規制区域内における工事

③敷地内外構工事

雨水排水管の移設整備、消防活動空地及びドクヘリストレッチャー通路の舗装整備、上記①・②に伴う外構撤去及び整備

(4) 工期

令和 8 年 12 月 31 日までを基本とする。

(5) 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格 有

2. 応募方法

単体企業又は特別共同企業体（以下、「JV」という。）による。

3. 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、契約規則第 6 条に規定されている入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記 6. (3) に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下、「申込期限日」という。）を基準日とする。

(1) 基本要件

①地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく公立豊岡病院組合の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下、「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

②建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

- ③公立豊岡病院組合の建設工事の入札参加資格を有しており、その工種が建築一式工事であること。
- ④建設業法の規定による総合評定値通知書（以下、「総合評定値通知書」という。）の有効期間が、本契約締結予定日（令和6年8月上旬予定）までであること。
 なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、申込期限日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
- ⑤公立豊岡病院組合指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下、「会社更生法に基づく更正手続開始の申立等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ⑦入札参加申込期限日において、直前決算に係る法人税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。
- ⑧本件工事に係る設計業務等の受託者ではなく、また、次の（イ）又は（ウ）に該当しないこと。
 （ア）本件工事に係る設計業務等の受託者
 株式会社佐藤総合計画（本社：東京都墨田区）
 （イ）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は当該受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている者
 （ウ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑨入札参加資格の確認基準日は、下記6.（3）に定める入札参加資格申込書等の提出期限の日とする。
- （2）単体企業の場合の資格要件
- ①建築一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。
- ②平成21年4月1日以降に、日本国内において元請け（JVの構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）として、延べ面積が5,000㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ地上4階建以上、病床数100床以上の病院建築物（診療部を含むこと。）の新築、改築又は増築工事を施工し、完成・引渡が完了した実績があること。
- （3）JVの場合の資格要件
- ①JVの構成員は2者又は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。
 また、資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他のJVの構成員となることができない。

- ② J Vの代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。
また、出資比率は、構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）の点数が大きい者とする。なお、その総合評定値（P）の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。
- ③ J Vの結成方法は自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の J Vの構成員を兼ねていないこと。
- ④ 代表構成員については、建築一式工事に係る総合評定値が 1,200 点以上であること。その他の構成員については、建築一式工事に係る総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ⑤ 代表構成員は、上記（2）②の実績があること。
- ⑥ J Vの構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更正手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下、「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和 6 年 7 月 31 日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充したうえで、新たな J Vを結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

（4）配置予定技術者の要件

- ①次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。
ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。
また、配置予定技術者は直接的、かつ、恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）にある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
（ア）一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
（イ）平成 21 年 4 月 1 日以降、上記（2）②において、施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。
- ② J Vの場合、代表構成員は監理技術者を配置すること。また、代表構成員以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者以上の者（同種工事等の施工経験の有無は問わない。）を専任で配置すること。
- ③落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を本件工事現場に専任で配置すること。
なお、契約期間中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

④同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込をした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

(5) 現場代理人の要件

①工事請負契約書第10条に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的、かつ、恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係）にある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

②落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した現場代理人を本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。

4. 契約条項を示す場所及び期間等

契約規則、工事請負契約書（案）等及び下記8.（6）⑤で提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所、問合せ先）

〒668-8501 兵庫県豊岡市戸牧1094番地

公立豊岡病院組合総務部出納室

電話 (0796) 22-6111 FAX (0796) 22-0170

(2) 閲覧期間

令和6年6月11日（火）から同年8月6日（火）まで ※土・日・祝を除く。

(3) 閲覧時間

午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時までの間を除く。

5. 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下、同じ。）については、次のとおり交付する。

(1) 交付期間

①入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和6年6月11日（火）から同年6月24日（月）まで

②誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下、同じ。）

令和6年6月11日（火）から同年6月24日（月）まで ※土・日・祝を除く。

(2) 交付時間

午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時までの間を除く。

(3) 交付方法

①入札説明書及び入札参加資格確認資料等

公立豊岡病院組合のホームページに掲載して様式等を提供する。

②誓約書及び設計図書

DVD-Rにより提供する。

6. 入札参加申込及び資格確認

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下、「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出場所

上記4.(1)に同じ。

(2) 提出方法

上記4.(1)の場所に持参し提出すること。 ※郵送による提出は不可とする。

(3) 提出期間

令和6年6月11日（火）から同年6月24日（月）まで ※土・日・祝を除く。

(4) 提出時間

午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時までの間を除く。

7. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、書面により申し出るものとし、令和6年7月12日（金）までに書面により回答する。

8. 入札日時及び場所等

(1) 入札日時

令和6年8月7日（水） 14時00分

(2) 入札場所

〒668-8501 兵庫県豊岡市戸牧1094番地

電話 (0796) 22-6111

公立豊岡病院組合 第一会議室

(3) 入札方法

直接入札

(4) 入札保証金 免除

(5) 契約保証金 有

(6) 入札に関する条件

①談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

②入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定にあたっては、記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

③入札時に第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)を提出すること。

④再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において上記①から②の条件に違反し無効となった入札者のうち①に違反し、無効となったもの以外の者

⑤落札金額が130万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

①本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

②開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

③申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

④下記10.(3)③により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

⑤入札に参加する者に不正行為等の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、天変地変等やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期、若しくは中止することがある。

⑥別紙の入札説明書11.(5)で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(8) 落札者の決定方法

①予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

②本件工事は、低入札価格調査基準価格(以下、「調査基準価格」という。)を設けているので、調査基準価格を下回った入札があった場合には、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査のうえ、落札者を決定することがあり、最も低い価格で入札を行った者であっても必ずしも落札者とならないことがある。

なお、調査対象となった者は、この調査に協力すること。

③入札価格が失格基準価格を下回る入札をした者は、失格とする。

④申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに執行するため、入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認のうえ、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者とししない。

⑤落札となるべき同価の入札した者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

⑥無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(9) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(10) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

①前金払 有

②部分払 有

9. 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出の義務をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下、「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人にすることができる。

①受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(ア) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合、その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が上記(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下、「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合

②①に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- (ア) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としてければ工事の施工が困難となる場合、その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が上記（1）に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、上記（2）に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、社会保険等未加入建設業者が上記（2）に掲げる下請負人である場合において、（ア）に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が（イ）に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

10. その他注意事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次の①、②を公立豊岡病院組合に提出すること。
- ①本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約、その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下、「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が 130 万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第 3 項の規定により、下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
 - ②下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が 130 万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第 2 項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (3) 調査基準価格を下回った場合の措置
- ①調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査のうえ、落札決定する。
 - ②調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和 6 年 8 月 7 日（水）午後 5 時までに連絡するものとし、資料の提出は令和 6 年 8 月 14 日（水）午後 5 時までに行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

- ③調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、上記3.(4)①に定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（上記3.(4)①(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (4) 入札参加資格を取得していない者は、公立豊岡病院組合総務部出納室宛てに申請し、開札時までには取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

- (5) 詳細は入札説明書による。

- (6) 問合せ先

上記4.(1)に同じ。